

名取市福祉有償運送運営協議会

1 日 時 令和 8 年 5 月 28 日（木） 午前 10 時 00 分～午前 10 時 43 分

2 場 所 名取市役所 議会棟第 3 委員会室

3 会 議 名 令和 8 年度第 1 回名取市福祉有償運送運営協議会

4 出 席 者 委 員 川村会長、関澤委員、千葉委員、桃野委員、
菅原委員、櫻庭委員、嶺岸委員、中山委員

要綱第 6 条第 4 項により説明を求めた者

社会福祉法人みのり会 菊地浩氏

事務局 浅見社会福祉課長、山田障がい者手帳係長、児玉主査

5 欠 席 者 なし

6 傍 聴 者 なし

7 会議概要 各協議事項について協議した結果、社会福祉法人みのり会が実施する福祉有償運送の更新登録申請等については承認することとした。

会議録は別添のとおり

進 行 内 容	発言者	口 述
名取市福祉有償運送運営協議会委嘱状交付		
1 開会・委嘱状交付	事務局 浅見 課長	定刻となりましたので、協議会に先立ち、委嘱状の交付を行います。お名前を読み上げますので、その場でご起立をお願いいたします。 (健康福祉部長から交付、介添 児玉主査) ①千葉 ^{ちば} ^{さとこ} 里子 様 なお、名簿番号 8 番につきましては、これまで安倍健康福祉部長に委員を委嘱しておりましたが、令和 7 年 4 月 1 日付の人事異動により、中山健康福祉部長へと交代となりましたので、本日は紹介のみとさせていただきます。
令和 8 年度第 1 回名取市福祉有償運送運営協議会		
1 開会	事務局 浅見 課長	では、これより、これより令和 8 年度第 1 回名取市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。 本日は委員 8 名中、8 名の出席をいただいておりますので、福祉有償運送運営協議会設置要綱第 6 条第 2 項の規定により、協議会が成立していることをご報告いたします。 当協議会は名取市審議会等の会議の公開に関する要綱第 4 条の規定により、原則公開することとなっておりますのでご了承願います。 また、会議録につきましては、概要記録の方向で記録させていただきます。なお、本日の傍聴人については 0 人です。以上となります。
○ 自己紹介	事務局 浅見 課長	前回の協議会から委員の変更もありますので、改めまして、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。本日配布しております資料に、委員名簿がございますのでご参照ください。 それでは、関澤委員より名簿順をお願いいたします。 (関澤委員より順に自己紹介を行った) 続いて事務局職員の紹介をいたします。 (事務局職員も自己紹介を行った) また説明員として申請者側から菊地様が出席していることを報告します。

2 会長、副会長の選出	事務局 浅見課長	続いて、会長、副会長の選出になります。 設置要綱第5条において、委員の互選により定めることとなっておりますが、前回、令和6年10月に協議会開催した際に会長として川村委員、健康福祉部長の安倍委員が副会長として選出しておりました。 今回もそれを引き継ぎ、会長に川村委員、副会長に中山委員を、選出することとしてよろしいでしょうか。 【「異議なし」の声】 異議なしと認めまして、川村委員を会長に、中山委員を副会長に選出することといたします。それでは、川村会長よろしくお祈いします。
3 協議	事務局 浅見課長	それでは、協議に入ります。名取市福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条に、会議は会長がその議長となるとあります。引き続き、川村会長よろしくお祈いいたします。
	川村議長	それでは、しばしの間議長を務めさせていただきます。皆様のご協力により円滑に会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお祈いいたします。
	川村議長	本日は、要綱第6条第4項の規定により、説明員として申請者である社会福祉法人みのり会様から菊地様に出席いただいていることを報告いたします。それでは、協議に入ります。 議題の(1)「社会福祉法人みのり会が実施している福祉有償運送の有効期間の更新について」であります。事務局より、「資料の説明」をお願いします。
	事務局 児玉主査	説明に先立ちまして、先日お送りしておりました資料のうち、内容に変更が生じた箇所がございますので、まずはその点についてご説明いたします。今回は全部で5つの差替えがございますことから、改めて本日使用する資料を全員分ご用意させていただきました。変更が生じた箇所のご説明をさせていただきましたので、新しい資料をご覧ください。 まず1点目、A4横版の概要資料についてです。(3)旅客から収受する対価の欄に記載していた「申請書該当ページ」に誤りがあり、57～60ページではなく、正しくは2ページとなります。そのため、該当資料を差し替えております。 2点目は、4ページの「運送しようとする旅客の範囲」に関する部分です。項目7の該当箇所につきまして、イ・ハ・トに○を付した資料が正しい内容となるため、こちらでも差し替えを行っております。詳細につきましては、この後の協議事項(2)で改めてご説明いたします。

		3 点目は、22～25 ページの自動車検査証記録事項についてです。今回、車両ごとに枝番を付した形で自動車検査証を追加しております。また、25 ページに掲載していた車検証につきましては、有効期間の満了日が令和 10 年 1 月 4 日のものに差し替えております。 4 点目は、28～31 ページの運転免許証に関する部分です。ゴールド免許の方の有効期間が判別できなかったこと、また 29 ページの下から 2 人目の方については有効期間が 5 月 14 日であったことから、更新後の免許証に差し替えております。（みのり会で資料を作成した時期が 4 月中旬であったため、このような状況となっております。） 最後の 5 点目ですが、49 ページの運行管理責任者の運転免許証についても、有効期間が判別できなかったため、こちらも差し替えを行っております。 以上が、今回の差し替え内容となります。ご確認のほど、よろしくお願いいたします。 それでは、本協議会が久しぶりに開催されるということもありますので、まず制度面と今回の申請に至った経緯を簡単にご説明いたします。本来有償による輸送とはバスやタクシー事業者などにより提供されるものです。福祉輸送は地域にとって必要であるものの、事業者による提供が難しい分野であります。そのため NPO 法人等が登録のうえ、障害者や要介護者等の会員に対し営利と認められない範囲の対価により、個別輸送を行うことができる制度があります。それが「福祉有償運送」になります。ただし、福祉有償運送は無制限に認められるものではなく、地域に必要な輸送であることについて、地域の会議で協議が整ったことを証明する必要があります。名取市におけるこの協議を行う場が本協議会であります。 今回申請がありましたのは、名取市内にあります社会福祉法人みのり会様です。こちらの事業所では申請資料 20 ページにありますように既に福祉有償運送を行っておりまして、今年の 6 月 14 日までの登録となっております。今回の協議会はその有効期間の更新を希望されているため行うものです。 本日協議いただく内容としまして、クリップ止め一番上の A4 横の概要資料にあります表の一番左にある 5 項目概要の（1）から（5）についてとなります。
	川 村 議長	それでは、申請内容の協議に入ります。 協議については、時間の関係上 5 点すべてについて事務局より説明を行い、説明終了後にまとめて協議を行います。 それでは事務局より、説明をお願いします。

事務局 児玉主事	それでは、概要の(1)必要性の判断についてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。 まず1で令和7年度末市内の移動制約者の状況を記載しております。各内訳の増減については省略いたしますが、前回協議会を開催した時にお示しした令和5年度末と比較して合計人数が7,998人から8,547人へと549人増加しております。 市内の供給体制についてであります。2で市内のタクシー事業者等の数及び車両台数を記載しております。市内の法人タクシーは3社で一般・大型タクシーの車両台数は50台、福祉輸送限定タクシーは4社11台であります。この11台の内訳としまして、車いす型が3台、寝台型が5台、両方対応可能型が3台となっており、一般タクシーと福祉タクシー合計で61台であります。また、令和5年10月からの実証運行を経まして令和6年4月から乗合バスである「なとりん号」を、乗合デマンド交通として新たに「なとりんくる」を本格運行しております。台数については「なとりん号」が全16台のうち14台が車いす対応となっております。「なとりんくる」は全7台あり、うち1台は車いす対応となっております。 3の市内のボランティア輸送の状況について、であります。今回申請した社会福祉法人みのり会を含む3団体で68名の対象者が登録しております。後ほど概要(4)運送を必要とする旅客の範囲でご説明いたしますが、社会福祉法人みのり会の登録者は、他人の介助によらずに移動することが困難であり、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な中度・重度の障害を持つ方々ほとんどとなっております(申請資料64～66ページ)。 4は区域内における福祉タクシー券の利用状況でございますが、これは、市内在住の高齢者・障害者に対し市の事業としてタクシー券の配布を行っておりまして、その令和7年度分の実績になります。タクシー券は1枚600円のものを5枚～最大96枚まで配布しております。昨年度は4,704名に対し43,453枚を交付し、内27,054枚が使われております。利用率62.26%であり例年50～65%程度となっております。利用率が低い理由として、交付が年1回でかつ年度末となる3月31日までの利用制限を付けたタクシー券のため、使用期限が切れてしまい使われなかったものが多いためと捉えております。 ここで「必要性の判断」ですが、A4横版の概要資料にお戻りください。(1)の必要性の判断の○の2つめで「地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー業者等は存在するものの、移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認めら
---------------------	--

れた場合」、必要性があると判断されます。ただ具体的にどの程度・どのような状況を表すのかは国土交通省でも数値的なものは示されていないことと、現に多くの利用者が福祉有償運送を利用している現状を踏まえご協議くださいますようお願いいたします。

次に概要(2) 運送の区域について、申請資料 3 ページをご覧ください。下段の 4 にありますとおり運送の区域は「名取市」となります。資料 64・65 ページにありますように登録者 45 名は名取市在住ですが、3 名市外在住の方がいます。この方は名取市内の社会福祉法人みのり会の事業所を利用（移動支援を含む）するためにみのり会のサービスを利用しております。

利用範囲の考え方としまして国土交通省が作成した「自家用有償旅客運送ハンドブック」において「発地（乗車する場所）又は着地（降車する場所）のいずれかが区域内にあることが必要」とあることから、運送区域は名取市のみとなります。

次に概要(3) 旅客から収受する対価につきましては資料 2 ページをご覧ください。2 の(1) では「1 kmあたり 25 円」とあり、申請者の徴収する単価で距離制の運賃を設定しております。福祉有償運送を行う上で運賃は「実費の範囲内で認められること」、「営利を目的としていると認められない妥当な金額であること」という条件がございます。具体的な目安としては「当該地域タクシー運賃の約 8 割となっております。

同じページ内では、具体的な距離別にみのり会の設定運賃と当市を含む宮城県 B 地区（仙台市を除く宮城県全域）での普通車上限運賃（距離制）を比較しております。距離制の普通車上限運賃は初乗り 1.2 km 720 円に 293m ごとに 100 円加算となります。社会福祉法人みのり会の設定運賃は明らかに上限価格の 8 割で収まっております。

次に概要(4) 運送を必要とする旅客の範囲につきましては資料の 64、65 ページをご覧ください。社会福祉法人みのり会で登録している会員の情報及び運送を必要とする理由であります。会員は、先に申しましたとおり令和 8 年 5 月現在で 48 名おりまして、居住地の内訳としまして、名取市 45 名、仙台市太白区 1 名、岩沼市が 2 名であります。身体状況等につきましては資料にありますとおり、療育手帳所持者が 35 名、身体障害者手帳と療育手帳の両方の手帳を所持している者が 13 名の合計 48 名となっております。次に、資料の 66 ページをご覧ください。身体障害者手帳を所持している 4 名のうち 3 名が 1 級、1 名が 3 級となっております。療育手帳を所持している 48 名のうち、44 名が重度の知的障害となっております。また、身

	体障害者手帳を所持している 13 名の内訳は 6 級が 1 名、4 級が 1 名、2 級が 4 名、1 級が 7 名となっており、先ほども申し上げましたとおりこの 13 名は療育手帳も所持している方々となっております。 最後に概要 (5) その他必要と認められる措置であります。まず、自動車の種類ごとの数でございますが、資料 4 ページをご覧ください。車種は車いす車両軽 3 台と、セダン等が 1 台の計 4 台でございます。それら車両の車検証につきましては資料 22～25 ページに掲載しているところです。 次に運転者は、資料 26～31 ページにありますように、合計 17 名で、うち 3 名は 2 種免許を保有しています。また資料 32～45 ページにありますとおり 2 種免許所持者を除く 14 名とも福祉有償運送運転者講習を受講しております。1 種免許ですが指定講習受講済みということで福祉有償運送を行う条件を満たしております（「自家用有償旅客運送ハンドブック」において運転者の要件は①2 種免許保有又は②1 種免許+大臣認定講習の受講とあります）。以上でございます。
川 村 議長	事務局の説明についてご意見、ご質問があればお願いします。
関 澤 委員	みのり会の福祉有償運送は、どのような目的で利用されているのでしょうか。自宅から利用するのか、事業所から医療機関へ行くために利用するのか。
菊 地 説明 員	料金をいただいているのは、主に 3 つのケースです。 1 つ目は、利用者からの希望で外出する場合です。買い物に行くといった外出のときに利用されています。 2 つ目は、ご家族からの依頼で、普段とは違う場所にお送りする場合です。例えば、病院でご家族と待ち合わせて通院するといったケースで、個別の送迎が必要になるときです。 3 つ目は、土日祝日の外出に伴う移動です。「映画を見に行きたい」といった利用者の希望に応じて、有償運送として対応しています。
関 澤 委員	次に、運送の対価として「通所支援サービス」と「活動支援サービス」という二つの区分がありますが、この設定の経緯を教えてください。また、資料 2 ページに「活動支援サービス料金での介助料金の設定はなし」とありますが、これは活動支援サービス料金という区分はあるものの、実際には徴収していないという理解でよいのか、改めて説明をお願いします。
菊 地 説明	活動支援サービス料金というのは、もともと“介助料金”として位置づけられているものです。外出の際に職員が同行する

員	場合、その同行に対して別途料金をいただく、そういう意味合いで設定しています。 ただ、実際の運用としては、利用者によっては運転者と介助者の2名体制で動くことも多いのですが、人数が何人になったとしても、「介助者が同行するから追加で料金をいただく」という形にはしていません。
関 澤 委員	運転者として登録している職員について伺います。福祉車両ではないセダン型の車両を運転する場合、介護福祉士などの資格を持つ職員が運転することとなっています。名簿に記載されている二種免許以外の職員は、そのような資格を有しているのでしょうか。
菊 地 説 明 員	車種や利用者の状況に応じて、運転する職員を分けて対応しています。運転に入る職員はみな介護福祉士などの福祉系の資格を持っています。 なお、重度の自閉症の方や強度行動障害のある方など、何かの刺激で自傷行為が出たり、運転者に手が伸びてしまう可能性がある利用者をセダン型の車両で送迎する場合は、必ず有資格者が運転、または添乗が入るようにしています。 講習が未受講の職員については、定期的に研修を受けるように促しております。
川 村 議長	（他にございませんか。）では次に、議題の（2）の「社会福祉法人みのり会が実施している福祉有償運送における旅客範囲の拡大について」であります。事務局より、「資料の説明」をお願いします。
事 務 局 児 玉 主 事	旅客範囲の拡大についてご説明いたします。 資料4 ページ「7 運送しようとする旅客の範囲」をご覧ください。 現在、みのり会の登録旅客範囲は、 イ：身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者（※1） ト：その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者（※2） の2区分で登録されております。 一方で、みのり会の利用者の実態を改めて確認したところ、協議事項（1）でもご説明したとおり、登録者48名全員が療育手帳を所持しており、法令上は「知的障害者」に該当することが明確になりました。 また、その多くが重度の障害を有している状況です。 しかしながら、現行の旅客範囲には、 ハ：障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者（※3）

	が含まれておりませんでした。 「ト」は知的障害を含む幅広い障害を対象とする包括的な区分であり、これまでの登録が誤りであったわけではありません。ただし、今回、利用者全員が療育手帳所持者であることが明確になったことから、より実態に即した区分に合わせて整理する必要があると判断したものです。 そのため、旅客範囲を現行の「イ・ト」の2区分から、「イ・ハ・ト」の3区分へ拡大することについて提案があったものです。 なお、今回の追加は対象範囲を狭めるものではなく、知的障害以外の障害をお持ちの方も、従来どおり「ト」で対象となります。 運行の実務に影響はございません。 以上の理由から、みのり会の旅客範囲を「イ・ハ・ト」の3区分へ拡大することについて、本協議会においてご協議いただき、承認を賜りたいと考えております。 説明は以上でございます。 ※1 障害者手帳所持者 イ ※2 障害者手帳を所持していない者 ト ※3 療育手帳所持者 ハ
川 村 議長	事務局の説明についてご意見、ご質問があればお願いします。
関 澤 委員	旅客の範囲のうち、「イ」や「ハ」は障害者手帳を持っている方ですが、「ト」は手帳は持っていないものの、医師など専門的な知見を持つ方の確認によって障害があると認められる方だと理解しています。これまで、「ト」に該当するかどうかの確認は、事務局とみのり会のどちらが行っていたのでしょうか。
菊 地 説 明 員	みのり会で行っております。
川 村 議長	(他にございませんか。) 全ての協議事項が承認されましたので、社会福祉法人みのり会の申請書案については、当協議会として承認することといたします。いろいろとご意見をいただきましてありがとうございました。

	川 村 議長	続きまして、協議の（３）その他であります、みなさまから何かございますでしょうか。 （委員からは特になし） 事務局からはどうでしょうか。
	事務局 児玉主 査	今後の流れでございますが、本日の協議会で協議が成立したことから、市として協議が整った書面をみのり会様に交付し、みのり会様で本日の申請資料とその書面を宮城運輸支局に提出し申請することになりますのでご承知おきください。
	川 村 議長	以上で本日の協議会の協議は終了いたしました。 会議の記録は、概要記録とし、作成のうえ各委員に送付いたします。私の職務はこれにて終わらせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
4 閉 会	事 務 局 浅 見 課長	川村会長、議事の運営ありがとうございました。 以上をもちまして、名取市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。 大変ありがとうございました。